

1 概要

平成19年度から10年を期間とした第4次八幡市総合計画の基本構想、及び平成24年度から5年を期間とした後期基本計画が、平成28年度に期間満了することに伴い、これまでの取組の総括を行うとともに、八幡市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図りながら、市民参画のもと、新たなニーズや課題を整理し、まちづくりの指針となる第5次八幡市総合計画を策定する。

2 計画期間（予定）

- (1) 基本構想……………平成30年度から平成39年度までの10年間
- (2) 基本計画（前期）…平成30年度から平成34年度までの5年間

3 検討期間

平成28年度から平成29年度までの2カ年

4 検討体制

名称	目的	構成	設置根拠
総合計画審議会	市長の諮問に応じ、必要な調査や審議をし、答申を行う	32名	八幡市附属機関設置条例 八幡市総合計画審議会規則
総合計画策定委員会	総合計画策定の総合調整	委員長：副市長 委員：各部長	八幡市総合計画に関する要領
総合計画策定幹事会	委員会を補助し、各課等の意見を反映	関係各課等から選出	

5 八幡市基本構想の経過

	策定（期間）	位置付け	将来像
1次	S53年3月（10年間）	都市としての基盤づくりの指針	緑ゆたかな文化の都市 心かよう福祉の都市
2次	S62年12月（10年間）	都市としての成長の指針	緑ゆたかな文化の都市 心かよう福祉の都市
3次	H8年12月（10年間）	都市としての個性と魅力づくりの指針	～人の心も美しい まちの姿も美しい～ 活力あふれ みどり彩る 生活都市
4次	H19年3月（10年間）	市民と行政との協働の指針	自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活 都市～自立と協働による個性あふれるまちづくり～

6 市民参画の計画策定

- 八幡市総合計画審議会委員の市民公募
- 市民意識調査（市民アンケート）の実施
- 若い世代の転入者に対するグループインタビュー（座談会形式）の実施
- 地域懇談会等の開催
- パブリックコメントの実施 等

7 策定体制

